



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成23年1月11日

川崎市環境影響評価に関する条例第35条に基づき、「(仮称)川崎水江地区リサイクル新事業」に係る事後調査報告書(供用時その2)の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	<p>(廃棄物中間処理施設事業) 東京都文京区後楽1丁目7番27号 鹿島道路株式会社 代表取締役社長 滝田 裕久</p> <p>(アスファルト合材製造事業) 東京都港区新橋1丁目6番5号 日本道路株式会社 代表取締役社長 三好 武夫</p>
	指定開発行為の名称	(仮称)川崎水江地区リサイクル新事業
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第3種行為) 工場又は事業所の新設(第3種行為) 廃棄物処理施設の新設(第1種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区水江町1-1 区域面積: 34,503.9 m ²
	指定開発行為の目的	建設系廃棄物(がれき類)中間処理施設(破碎施設)の新設 工場(アスファルト合材製造所)の新設
	指定開発行為の内容	廃棄物中間処理施設 建築面積: 3,732 m ² 、延べ面積: 3,923 m ² アスファルト合材製造所 建築面積: 967 m ² 、延べ面積: 967 m ²
	事後調査の項目等	緑
	環境影響評価の手続経過	平成17年 3月 1日 条例環境影響評価準備書公告 平成17年 8月 10日 条例環境影響評価書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間: 平成23年1月11日(火)～平成23年2月9日(水) (土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。) 時間: 午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	川崎区役所、川崎区役所大師支所及び本庁(環境局環境評価室)
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し、意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報伏せて、その写しを指定開発行為者に送付します。 <p>【意見書の提出】 提出期限: 平成23年2月9日(水) (郵送の場合は、2月9日消印有効) 提出先: 川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙: それぞれの縦覧場所に用意してあります。</p>
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044(200)2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm